

産業衛生 レポート

No.550

2025 年 7 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

(令和 7 年 6 月 11 日公布 令和 7 年法律第 63 号)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律について ～ハラスメント対策の強化・女性活躍の推進・治療と仕事の両立支援の推進～

(令和 7 年 6 月 11 日 基発 0611 第 1 号／雇均発第 1 号)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」）が本日、公布された。

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主にはカスタマーハラスメント対策の義務、求職者等に対するセクハラ対策の義務、職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務等が課せられる。

改正法の内容と施行期日を以下に示すので、その施行に万全を期してください。なお、改正法の施行のために必要な関係政省令等は、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て制定することとされている。

第 1 改正の概要

1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正 (改正法第 1 条及び第 2 条関係)

- (1) 職場における労働者の就業環境を害する言動に関する規範意識を醸成するための国による啓発活動
- (2) 治療と就業の両立支援対策
- (3) 職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等
- (4) 職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務
- (5) その他

2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部 改正（改正法第 3 条関係）

- (1) 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等
- (2) 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務
- (3) 男女雇用機会均等推進者
- (4) その他

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正（改正法第 4 条関係）

- (1) 基本原則
- (2) 基本方針
- (3) 基準に適合する認定一般事業主の認定の基準
- (4) 特定事業主行動計画の変更手続の見直し
- (5) 女性の職業選択に資する情報の公表の義務の適用拡大等
- (6) 期限の延長
- (7) その他

=====

第2 施行期日等

1 施行期日

- (1) 第1の1の(1)、3の(1)、(2)、第2の2の(2): 公布の日
(2) 第1の1の(2)、3の(4)、(5) : 令和8年4月1日

2 検討

- (1)、(2) 略

3 経過措置及び関係法律の整備

詳細は以下をご確認ください。

- ・【概要資料】 [労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要.pdf](#)
- ・【法律要綱】 [労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律要綱.pdf](#)
- ・【条文・理由】 [労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律.pdf](#)
- ・【新旧対照条文】 [新旧対照条文.pdf](#)
- ・【参照条文】 [参照条文.pdf](#)
- ・【通達】 [労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律について.pdf](#)
- ・【リーフレット】 [改正ポイント.pdf](#)

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案について ～エックス線装置を取り扱う業務における安全対策強化～

(令和7年6月5日 パブリック・コメント)

省令案の概要(抄)

1 改正の趣旨

令和3年に国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)評価レベル3(重大な異常事象)の労働災害(以下「本件災害」)が発生した。本件災害は、定格管電圧50kVエックス線装置の点検時に、エックス線の照射に気づかずに長時間被ばくしてしまったことで発生したものであり、被災者は、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離規則」)第4条第1項において定める被ばく上限(1年間につき50ミリシーベルト)を超えて被ばくしていた。

本件災害の発生原因としては、

- ①自動警報装置による周知など、労働者の意図しない被ばくを防ぐ措置が講じられていなかったこと
- ②設置された安全装置が有効に保持されていることを定期的に確認できる体制がなかったこと
- ③放射線に被ばくする可能性のある労働者に対して、安全又は衛生のための特別の教育を受講させていなかったこと

等があげられる。

本件災害の発生原因と現行のエックス線装置に関する規制を踏まえ、同様の災害の発生防止のため、エックス線装置を取り扱う業務における安全対策を強化するための改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大及び安全装置の設置義務化並びに医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等

- =====
- (2) エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の見直し
 - (3) 特別教育の実施対象となる業務の変更
 - (4) その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3 根拠条項

○法第 14 条、第 22 条第 2 号、第 59 条第 3 項及び第 113 条

4 適用期日等

公布日 : 令和 7 年 8 月 (予定)

適用期日 : 公布日。ただし、

- ・ 2 (2) のうち作業の方法の決定及び労働者の指揮並びに自動警報装置に関すること、
2 (3) は、令和 8 年 4 月 1 日
- ・ 2 (1)、2 (2) のうち安全装置に関することは、令和 9 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

- ・【パブリック・コメント】[「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)
- ・【概要】[労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案について\(概要\)](#)